

「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化 （著作隣接権に関する制度の在り方を含む）」に関する基本的な考え方 （議論のたたき台）

令和 2 年 1 月 1 7 日

「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化（著作隣接権に関する制度の在り方を含む）」に関しては、下記の 4 項目について、関係者（事業者と権利者の双方）の意向を十分に踏まえつつ、より具体的な検討を早急に進める必要があるのではないか。

1. 検討の射程・優先順位

- 規制改革推進会議における議論や総務省から文化庁に対する通知の内容、それらの背景にある「放送とインターネット配信で著作権法上の権利の在り方に差異があることで権利処理がより困難となっている」という問題意識を踏まえ、①レコード及びレコードに録音された実演等の利用円滑化（著作隣接権の取扱い）から検討に着手することとしつつ、②その他の課題（著作権の取扱いを含む）についても、その緊急性・重要性に応じて、継続的かつ総合的に検討を行うこととしてはどうか。
- 特に、①については来年度早期から具体的な検討を進め、可能な限り早急に結論を得る必要があるのではないか。

2. 対象とするサービスの範囲

- 総務省における取りまとめ内容等を踏まえ、いわゆる常時同時配信に限らず、追っかけ再生や見逃し配信等を含め、放送コンテンツのインターネット配信に係る事業者の多様なニーズに対応した措置を検討することについて、どう考えるか。
- (※) いわゆる「ウェブキャスト」については、放送コンテンツのインターネット上での同時配信等とは、背景となる制度や権利処理に当たっての課題、権利者に与え得る影響、サービスの多様性や課題の緊急性等に差異があり、一律に取り扱うことは難しい部分もあると考えられる。ただし、広く一斉にコンテンツを伝達する手段として国民のニーズに応える重要な役割を担っていることから、ウェブキャストに係る権利処理の円滑化も視野に入れつつ、検討を進めることとしてはどうか。

3. 権利処理の円滑化のための手法

- まずは、権利情報を集約したデータベースの充実・利便性向上、著作権等管理事業者による集中管理の促進など、運用面の改善を着実に進めることとしてはどうか。
- それと並行して、アウトサイダー対応をはじめ、同時配信等を円滑に行う上でボトルネックになる課題、すなわち、運用面の改善では対応し切れないと考えられる課題の解決に資するよう、新たな権利制限規定の創設を含めた法整備を検討することについて、どう考えるか。
- その際、放送等にのみ適用される現行規定（例：第38条第3項（営利を目的としない公の伝達）、第40条第2項（政治上の演説等の利用）、第68条（著作物の放送に当たっての裁定））の在り方についても併せて検討を行うことについて、どう考えるか。

（※）なお、いわゆる「レコード演奏権」については、本件とは問題の所在も関係する事業者も大きく異なる一方で、公衆への伝達に関わる権利の取扱いという点では共通性もある。こういった点も踏まえながら、今後の取扱いを検討することとしてはどうか（レコード演奏権に関する検討・調整に時間を要することで、本件への対応が遅れることは避けるべきと考えるか）。

4. 権利者の利益保護への配慮

- 新たな権利制限規定の創設を含めた法整備の検討に当たっては、既に形成されている又は形成される見込みのあるライセンス市場を阻害しないよう十分に注意するとともに、権利者の利益保護について適切な配慮を行う必要があるのではないか（例：仮に新たな権利制限規定の創設を行うとした場合の補償金請求権の付与など）。
- その際、様々な権利者が適正な対価を受け取れるようにする、という観点にも十分に留意しつつ検討を行ってはどうか。

（以上）